

## 第2回 ABS 指針フォローアップ検討会 議事録

1. 開催日時：2022年2月16日（水）10:00～12:30

2. 場所：WEB会議

### 3. 議題

- ① ABS 指針施行後の課題整理と対応の方向性について
- ② その他

### 4. 配布資料

資料1. 現行指針における利用国措置等の課題整理について

資料2. 提供国措置の要否等に係る課題整理について

参考資料1. 「名古屋議定書」（英文）

参考資料2. 「名古屋議定書」（和文）

参考資料3. 「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」

参考資料4. 「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会報告書」（本体）

参考資料5. 現行指針における利用国措置等の課題整理について（第1回検討会版）

参考資料6. 提供国措置の要否等に係る課題整理について（第1回検討会版）

参考資料7. 日本における提供国措置導入についての経済学的分析（大沼委員）（第1回検討会資料7）

参考資料8. 第1回検討会及び意見照会による委員意見一覧

- ・ 現行指針における利用国措置等の課題・論点整理
- ・ 提供国措置の要否等に係る課題・論点整理

### 5. 出席者

（委員）

磯崎座長、石田委員、犬塚委員、井上委員、川口委員、小関委員、鈴木委員、須藤委員、田上委員、深見委員、藤井委員、村上委員、渡邊委員

（関係省庁）

外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、特許庁、国土交通省、内閣官房アイヌ総合政策室

**(環境省)**

堀上 自然環境計画課長、中澤 生物多様性戦略推進室長、谷貝 生物多様性主流化室長、  
三宅 室長補佐

**(事務局)**

三菱UFJ リサーチ&コンサルティング: 菌 自然資源経済・政策室長、森口 主任研究員、  
菱田 研究員、阿部 研究員

## 6. 議事録

### ■開会

○磯崎座長

それでは、前回からちょっとだけ時間があきましたが、今日も議題がたくさんありますので、早速議事に入りたいと思います。

本日もオンラインで開催いたします。なお、委員のうち、大沼委員が欠席です。

あともう一点ですが、当初予定の時間との関係ですけれども、12時半まで延長して本日は行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員のほかに、関係省庁、事務局、そして一般の方も傍聴に参加していらっしゃいます。

次に、議事に入る前に、配布資料その他についての確認ですが、事務局、お願いいたします。

○事務局（菌）

資料をお手元にお送りしておりますが、只今画面共有されている資料1と2が本日のメインの資料になります。参考資料は1番から8番までございます。資料は画面共有して説明いたしますが、必要に応じてお手元の資料もご参照いただければと思います。もし揃っていないものがあるとか、届いていないファイルがございましたら、挙手ボタンを押していただければと思います。

それから、本日、田上委員から事前にご意見をご提出いただいております、先ほどチャット欄のほうに投稿してございますので、ご参照いただければと思います。

資料はお揃いでしょうか。

チャット欄のほうにも投稿させていただいておりますが、本日もご発言の際には挙手ボタンをお願いできればと思います。もしうまく操作できないときには、チャットのほうに投稿いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○磯崎座長

資料も揃っているようですので、今説明がありましたように、参考資料については随時必要なときに、各自で、あるいは発表の際に事務局から指示があるかもしれません。よろしく願いいたします。

### ■議事①ABS 指針施行後の課題整理と対応の方向性について

#### ■現行指針における利用国措置等の課題整理について

○磯崎座長

早速、それでは議題に入ります。

本日は、ABS 指針の施行後の課題整理と対応の方向ということで、前回に引き続いて、本日はもう少し中身について入ります。

前回以降ですが、皆さんのところに資料説明、それから一部質問事項などを含めた準備資料が配付されていて、それに対してコメントや回答が寄せられています。本日は、それ全てについて見ることはできませんので、事務局でまとめた、コメントや意見などをまとめた説明・概略をこれから提出して、説明をしていただきます。その中に、それぞれの方が提出したコメントや意見の内容がちゃんと反映されていない、あるいは趣旨が違うということもあるかと思しますので、それについて後ほど触れていただければと思います。

それでは、最初の資料1について概略説明を事務局・環境省をお願いします。その後具体的検討をしたいと思います。

それでは環境省・三宅さん、資料1でお願いいたします。

○環境省（三宅補佐）

それでは資料1で、まずは現行指針における利用国措置等の課題整理について、ご説明をさせていただきます。

今ほど磯崎座長からもお話をいただきましたけれども、本日の議論の進め方について簡単にご説明をさせていただきます。

座長からお話しいただいたとおりでございますけれども、こちら、表にあるのは、前回・第1回でお示した論点になっております。こちらの論点に対して、これまでこちらで収集してきた意見や情報に加えまして、第1回の検討会、それから検討会後に皆様からご意見をいただいております。本日の資料につきましては、こういったご意見をもとに、下に矢印が3つありますけれども、このような形で整理をしております。

一つは、ある程度対応の方向性として皆様のご意見が集約されると考えられる論点につきましては、事務局としてその対応の方向性の案を、お示ししております。一方で、本検討会でさらに確認や議論を行うべきと思われる部分につきましては、主要なポイントを事務局において抽出した上で、今後の議論の方向性を記載しております。本日は、このような形でさらに議論を進めていただければと思っております。

先ほど座長からもお話しいただきましたけれども、あくまで全体を俯瞰した皆様のご意見の概要としてこちらで整理した部分がありますので、詳細のほうは参考資料8-1、8-2のほうも参照いただければと思います。もし趣旨が間違っていたということであれば、適宜ご指摘をお願いいたします。

では早速、論点1に入ります。まずは、ABS指針のうちの報告制度、利用国措置に関する論点1でございます。こちらは、主なご意見としまして、現状、大きな負担が生じているという意見やコメントはいただいておりますが、ABS指針による利用者の負担ですとか研究開発への影響は生じていない、というご意見がありました。さらには、まだ経過年数が少ないということもありますので、事例の蓄積による検証ですとか推移を見ていく必要があるのではないか、というご意見もいただいております。

一方で、逆に現行の指針が緩過ぎるというような声もあるのではないかと、といったご意見もあったところでございます。

こういった観点を踏まえまして、方向性としましては、現状、負担ですとか顕著な影響というものは認められませんが、今後も引き続き、事例の蓄積による検証ですとか推移を見ていく必要があります、また、それをもってレビューを行うことが適切、というまとめ方をしております。

次は論点 2-1 ということで、今の指針の報告制度というのが、名古屋議定書の国内措置（利用国措置）として有効に機能しているかどうか、という論点になります。

最初に、「主なご意見」の上の四角の中で、下のほうに紫色の文字で記載しているところがございすけれども、こちらは、この論点に関してご指摘いただいたものなのですが、議論の進行上、別の論点のほうにまとめさせていただいて、そちらで併せてご議論いただく形で整理をさせていただいております。なので、基本的には、ここの論点では青文字の部分ベースに対応の方向性をまとめているという形です。

具体的な中身のほうの主なご意見について、共通と思われる認識ですけれども、今のところ、国内措置（利用国措置）として有効に機能していて、特に課題は認められないのではないか、というご意見。それから、まだそんなに年数がたっていないので、事例の蓄積による検証や推移を見ていく必要があるのではないかと、というご意見をいただいております。

そのほかにも、義務的報告の対象範囲の拡大について検討する必要があるかどうかということ。一方で、今のままの対象範囲でいいのではないかと、というご意見。それから、日本の措置がソフトすぎるとの海外からの指摘に対して備える必要があるのではないかと、といったご意見もいただいております。

こういったいただいたご意見を踏まえまして、下の四角の「対応の方向性」の部分になりますが、当時の狙いに沿って指針というものは有効に機能していると考えられますけれども、今後も引き続き、事例の蓄積による検証ですとか推移を見て、今の有効性・実効性に課題が生じてくれば、また義務的報告の対象拡大の可否も検討していくことが考えられると思います。

また、海外からの我が国利用国措置への評価ですとか、これによる影響等の状況把握に努めまして、また適切なタイミングでレビューを行うことが考えられます。

次が論点 2-2 としまして、ABS 指針による報告件数が本来想定される母数に比べて少ない要因は何か、問題があるかといったポイントになります。

こちらをちょっと振り返りますと、前回の検討会で、本日の参考資料 5 の 4 ページ目の表をお示ししてご説明を差し上げまして、ご議論をいただいたとおりののですが、ABS クリアリングハウスに掲載をされております IRCC とチェックポイントコミュニケ、このチェックポイントコミュニケについては、日本の場合は ABS 指針に基づく報告の数に一致をしておりますけれども、本来想定される報告の母数の最大値としては、IRCC の数値を参照することが可能ということにはなりません。その観点で、この 2 つの数字の乖離をどう見るかというところが論点となっております。

戻っていただいて、「主なご意見」というところですが、この報告件数の数字に対して何か問題が生じていることはないですか、やはり件数がまだ少ないので、今後さらに事例の蓄積を通じて検証していくことが必要ではないか、といったご意見をいただいております。

また、この数字の乖離自体が有効に機能していないということではない点に注意が必要、というご意見もいただいております。

あとは、今後 ABS 指針の普及という点につきまして、現在カバーできていない業界もあるのではないかとご指摘もありましたので、さらに普及啓発を継続的に行う必要があるというところもご指摘いただいております。

下のオレンジ色の四角のところ、委員の方から、この論点に関してご質問をいただいております。

まず 1 点目ですけれども、「取得かつ輸入者」に報告の対象を限定していることは、どのくらい影響しているのか、というところでございます。例えば EU などでは、利用国措置の対象者が日本より広がっていき、遺伝資源の輸入者等全般となっている一方で、日本の場合は、現地で取得をして、かつ輸入した者が対象になっているので、日本のほうがより限定をされているという状況になっております。この対象をより限定しているということがどのくらい報告の数字に影響しているかということですが、任意の報告対象、すなわち輸入者全般をカバーする形の事案がどのくらいあるかというところは、明確には把握をできていない状況ですけれども、これまでの問い合わせ状況を鑑みますと、それなりに数字に影響は出てきているのかなと考えられます。

2 点目のほうですけれども、報告に対する何らかのインセンティブについて、他国の例はないか、というところでご質問いただいております。他国の場合ですと、基本的に法定義務となっている例が多いので、そもそも報告をしないと罰則を受けるということになります。

全体として、ABS のそもそもの理念を考えますと、ABS 指針に基づく報告というのは、遺伝資源の適法取得が行われている旨を国内外に周知をして、提供国や国内利用者の信頼を獲得することによって遺伝資源の円滑な取引を確保して、総合的に遺伝資源利用者自身のリスク管理と利益を守るための制度と考えられますので、こうした制度の本質に関する理解促進をさらに図っていく必要があるのかなと考えられます。

このあたりを踏まえまして、対応の方向性ですけれども、少ない要因として、そもそも報告対象に該当しないものが多いというところが大きいのかなというのと、IRCC 自体がコンフィデンシャルな情報として出ているものが多いこと、それから IRCC が発給されたことを見落としていることなども含めまして、ABS 指針の普及啓発の必要性が指摘をされております。現状問題は生じていないと考えられますけれども、引き続き関係省庁ですとか関係機関で連携をして普及啓発に努めまして、今後報告件数が増加した後にレビューを行っていくことが適切と考えております。

次が論点 3 になります。「現行指針によるガイダンス内容に追記、改善が必要な点はあるか」という論点になっております。

こちら、追記、改善点はないとの意見も多い中で、幾つか、チェックに示しているようなコメントをいただいております。上の 3 つが主にコモディティに関するご意見になっておりまして、幾つかの観点でいただいております。1 つは、現行指針においてコモディティとして遺伝資源利用外の目的で購入したものは指針の適用除外であるということになっていますけれども、逆に、遺伝資源利用目的に使う場合には対処が必要になるという正しい理解が必要、という点になります。

2 点目は、遺伝資源利用目的に使う場合の手続について、提供国側に確認する場合であっても、取り扱いが明確でない場合などもあり、対応が難しいこともある、といったコメントになっています。

3 つ目は、JBA さんと経産省さんで作成された手引の活用の提案についてもコメントをいただいております。

この点を踏まえまして、議論の方向性としまして、1 点目、コモディティを遺伝資源の利用目的で入手する場合の取り扱いですとか、前提となる提供国法令遵守の必要性、実務的な不明点は、技術的な取り扱いということで、指針ではなくて Q&A ですとか、その他普及啓発ツールで順次拡大をしていくということが考えられます。コモディティを遺伝資源の利用目的で入手する場合の取り扱いにつきましては、どういったガイダンスが適切かつ可能であるかといった点については、またご議論をいただければと思います。

上の四角の 4 番目のチェックですが、施行通知のほうに現在記載されております海外の法令遵守の文章については、指針本文の中に追加をすべきというコメントがございます。これに関しましては、環境大臣への報告は、ご指摘のとおり、海外法令の遵守を前提とした上で、当該国の遺伝資源を取得した旨について報告をするものでございます。一方で、ご指摘のような提供国の法令を遵守させる権能というものは、我が国にはもちろんなくて、これらは主権に基づいて提供国が責任を持って執行すべきものということになります。引き続き ABS 指針の範囲で、提供国から提供国法令違反について協力の求めがあった際には、適切に対応していくことが必要ですけれども、仮に当該記載を ABS 指針の本体に記載した場合に、あたかも日本政府として提供国の法令を遵守させる権能もしくは責任を有するかのような誤解を招くおそれがありますので、そこに盛り込むことは適当ではないというふうに考えております。

一方で、今後施行通知に記載の当該文章の普及・理解促進というところは、やはり重要な部分になりますので、そこについては引き続き促進を図っていきたいと考えております。

先ほどまでは指針の利用国措置のテーマでしたけれども、次が奨励措置のテーマに入っております。

こちらの論点 1 ですけれども、現行指針による奨励措置に係る取組は促進されているか、改善点はあるか、そのために必要な対応はあるか、という部分でして、特に利益配分契約

の締結ですとか、契約の結果、配分された利益の生物多様性保全とか持続可能な利用への充たを促進していく、という内容になります。

こちらの内容ですけれども、コメントは特になしですとか、現状の奨励措置でよいという意見も多い一方で、幾つか奨励措置の改善等について、こういうことが考えられるのではないかというご意見を、チェックに並んだ形で、いただいております。例えば一番上ですと、公正取引ですとか、CSR・SDGsなどと、総合的に促進・奨励をしていくことが効果的なのではないかとか、取組は業界別に働きかけを行うのがいいのではないかとか、あとは、技術的な具体的な部分ですけれども、第三者が利用する可能性があることを意識して MAT を作成する必要があること、遺伝資源利用者の受益者は誰になるかという例示が必要なのではないかということ、それから途上国に対する直接的もしくは間接的な能力開発に関する奨励も必要ではないか、といったところです。あとは、具体的に利益配分契約でどれくらいの配分料率とすると良いかというようなガイドラインがあると参考になるのではないか、というご意見もいただいております。

一番下の深見委員からいただいていたご意見なんですけれども、昨日事前に共有した資料では、こちらの事務局の認識違いによりまして、逆の趣旨で記載をしておりましたが、正しくは、今現在こちらに記載のとおりの内容になっておりまして、アカデミアでは、論文共著や知財発生時の共有以上に、さらに別の利益配分が必要と誤解されるケースがあるので、必ずしもそうではないと伝えていく必要がある、というご意見でした。ホームページに現在掲載しております資料も、本日の資料と同じものに掲載し直しております。こちらの誤解で大変失礼いたしました。

こちらの論点全体の対応の方向性ですけれども、業界ごとに事例収集とベストプラクティスの共有について、引き続き検討を進めていくことが考えられると思います。さらに、そういった蓄積を進めて、業界ごと、もしくは業界を超えて、そういった事例収集や共有ができるような体制づくりを進めることが望ましいのかなというところがございます。

次は論点 2 です。同じ奨励措置なんですけれども、今度は、団体等による契約ひな形、行動指針ですとか、最良実例、それから基準の作成・利用促進といった観点になります。こちら、主なご意見として様々ないただいております、既にいろいろなひな形を作成したり、事例提供していますよというご意見ですとか、ケース・バイ・ケースが多いので共通のひな形作成が困難ですとか、あまり定型化しすぎないほうがいいのではないか、というご意見ですね。あとは、業界ごとに事例収集を求める意見もあるけれども、情報共有には慎重にならざるを得ない民間事業者の立場も考慮が必要、ということ。また、上から 5 目のところでした、国内に移転された海外遺伝資源が指針の対象外で、違法取得したものが国内に流通するおそれがある点については留意が必要、というご意見もあります。それから、今後、どういった奨励措置が必要なのかというところは、ALL JAPAN で戦略を立てて検討していくことが必要だろう、というご意見もいただいております。

以上をもちまして、先ほどの論点 1 と同じ方向性ではございますけれども、こちら、

業界ごとに引き続き事例収集を行いながら、ケース・バイ・ケースもあるということですので、状況に応じて利用しやすいひな形の整備について検討を進めることが考えられます。こうした事例や知見等について業種内、業種を超えて情報共有を行うことが望ましいと考えられます。

以上になります。

○磯崎座長

説明ありがとうございました。それでは、先ほど触れましたように、今の内容について、それから特に各自出された意見やコメントの趣旨が合っていない場合も含めて、ご発言をお願いいたします。

今3人の方から手が挙がっています。順番に、まず渡邊委員、お願いいたします。

○渡邊委員

論点2-1の部分ですけれども、日本の措置がソフトすぎるとの海外からの指摘に対して備えていくことも必要、というご意見が出ています。それに関連して、日本の指針に基づく利用国措置の運用の実態を、国際的にもしっかり発信をして、それを受けて、海外からの評価について継続的にフォローをしていって、必要なレビューを加えていく、というような対応が重要だと思います。環境省に質問で、日本の、この指針に基づく利用国措置の運用の実態というのをしっかり海外へ発信というのは、どんな感じで行われているかということと、現時点で日本の運用実態に対する海外からの評価として、何か、ある方向性があるかどうかということについて、お尋ねできればと思います。

○磯崎座長

そうでしたら、個別に簡単に、環境省どうでしょうか。

○環境省（三宅補佐）

現状の実態ですけれども、例えば何か国際会議があったときに、各国との意見交換を行ったり、国際会議に限らずですが、各国と意見交換をしたときに、お互いの情報交換をする中で、日本の措置がこういうものだよということですか、逆に、海外の措置がどういったものだよというような意見交換を行ったりしているということと、あとは、それ以外にも、海外の政府の方、もしくは政府の仕事を受けているコンサルの方々から、日本の措置についてお問い合わせをいただくことはそれなりにございますので、そういった中で、趣旨ですとか内容というものをご説明差し上げております。

そういった政府間でのやり取りの中で、日本の措置がソフトすぎるといようなご指摘は特段いただいているわけではないのですが、恐らく鈴木委員のほうでも、遺伝研さんのほうでいろんなセミナーを通じて各国とのやり取りなどもされていらっしゃるし、いろんなコンタクトがあると思いますので、もしかすると、そういった中でご指摘が出たりすることはあるのかなと推察をしております。

今後もそういった情報交換の中で、日本の措置についてもご説明をしていきますし、日本の措置というのは、あくまで海外の措置とのバランスを考慮してつくられているもので

すとか、国が適切に管理をできる範囲としているところがポイントになっていると思いますので、これからもそういった主張をしていく必要があるのかなというふうに考えております。

○渡邊委員

ありがとうございます。

○磯崎座長

そうしましたら、次に藤井委員、お願いいたします。

○藤井委員

今のコメントに関する事なんですけれども、一応情報共有ということで、私が日本の国内措置を海外の業界団体等でレビューしたことがあるんですけども、そのときに出てきたコメントというのが、世界中で最もユーザーフレンドリーな制度だという評価をいただいています。ご参考までに共有させていただきます。

○磯崎座長

それでは次に鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員

先ほどの質問に対する回答も交えて少し話をしますと、幸い私のほうでいろいろ各国、提供国から先進国まで海外の人と日本の ABS ガイドラインについていろいろ議論することは幾つかありました。途上国の方々は、やはりソフトすぎるというところはかなり言われておまして、アフリカの方からは、俺たちの国は守らなかったら牢屋に入るのに、何で日本はこんなソフトすぎるんだと直接言われることもあり、また、アジアの国の人からも言われる。いろんな方から実際には言われた経験はあります。

先進国の人からですが、韓国の人からは、何でこんな違うんだということは言われたことがある。あと、ドイツの人からは、こんなソフトでどうやって監査するんだと言われたこともあるといったことで、そういうことは言われております。

その中で、世界的な ABS 専門家の意見を聞くと、もう何人から、そもそもこの ABS の設計自身が悪いのだと。「ABS 指針」ではなくて、CBD の名古屋議定書自身の設計が悪いんだといった話から来ているという、すみません、ちょっと話がずれちゃんですけど、それで、ABS 自身の改良が必要じゃないかというのが、いろいろなところから出ている、というのが先進国の最近の動向だと思っております。

それで、元の話に戻りますと、我々は ABS の窓口をやっておりますので、いろいろな情報がまた国内からも入っております。そういう中で、ある大学の先生からは、やはりもっと厳しくするべきだという論文とかも送られてくるといったこともあります。

ではどうするかということになるのですが、この ABS 指針というのは、本当にバランスのとれたいい指針だと思っておりますので、さらにそれをよくする、バランスのとれたものにするということで、奨励措置などをさらに進める、というのが自分自身の意見でございます。

ただ、その中で、私も書かせていただいたように、ABS 指針の手続さえすればいいというふうな誤解というのがすごくたくさん出てきます。もともと、この ABS 指針の設計をするときに、「ABS 指針」というのは実は後からついた名前、最初は「国内措置」という名前から始まって、後で「指針」とつけた。もちろんガイドラインにすべきだという話でガイドラインにして、ガイドラインだから指針というところでおかしくはないのですが、最後に「指針」という言葉がついたもので、全く知らない人は、「指針」という名前がついていれば、その中に書いてある手続さえやればいいというところで誤解があるといったところがすごくある、といったところが問題点として指摘させていただいております、というのが先ほどの話も含めた回答というか、質問というか、コメントというか、私の意見でございます。

まずはここで切らせてください。

○磯崎座長

ありがとうございます。鈴木さんの指摘、コメントの背景にある事柄、詳細に紹介していただきました。

そうしましたら井上委員、お願いいたします。

○井上委員

ソフトであるかどうかという点についてコメントさせていただきます。まず、ソフトであるかどうかというのは、それぞれの国の立場、あるいはそれを発言した人の立場によるものと思っております。一番大事なのは「名古屋議定書に書かれている規定に対して日本の利用国措置というのが不足しているのか、あるいは不足していないのか」という点だと思います。そのような観点から考えると、名古屋議定書の利用国措置のもとになっている規定の一つである名古屋議定書の第 17 条というのは、名古屋議定書の交渉の中で途上国側と先進国側が合意に至るのが非常に難しかった部分で、名古屋議定書の第 17 条の規定自体が非常に曖昧なソフトな書き方がされています。「こうしなければいけない」というような書き方ではなくて、「こうしたらよいのではないか」というように、助動詞の使い方が非常に微妙な書き方がされています。

そのような点から考えると、日本の措置というのは、決して名古屋議定書に書かれていることを満足していない措置ではなく、必要最小限のことを十分満足している措置だと思います。そういう点で、先程藤井委員からご発言がありましたように、「最も利用者にとってフレンドリーな措置である」というのは、当を得た評価だと思います。

そういう点で、私は、決して外部からのそれぞれの立場によった評価によって日本の措置を考えるのではなく、あくまでも名古屋議定書の規定に基づいて考えるべきだと思います。

○磯崎座長

今、何人かの方からコメントや指摘で、有効に機能しているか否かについてのこのスライドを中心に意見、その他のやり取りがあつて、それぞれの背景にある事情なども分かり

やすくなってきたかと思います。

このスライド以外含めて、いかがでしょうか。

○小関委員

論点 2-2 で、私のほうでコメントさせていただいております、ABS 指針の正しい理解や普及啓発について、カバーできていない業界等があるのではないかとということで、ちょっと補足なのですが、種苗業界は確かに企業で動いているところもあるんですが、例えば個人育種家の方々もいらっしゃるんですね。個人育種家の方々というのは、海外の遺伝資源にアクセスする機会というのはなかなかないとは思うのですが、こちらのほうが、ABS 指針の正しい理解や普及啓蒙というのが行っていないんじゃないかなという気がちょっとありまして、私のほうでちょっとコメントさせていただきましたので、今後の課題として、皆さんで検討いただければなというふうに思っております。

○磯崎座長

小関委員、そうすると、このスライドの下にある、太い矢印の下の、この書き方は、このレベルで、今、小関委員が言いたかったことも入っていると考えてよろしいですか。

○小関委員

はい、大丈夫だと思います。より末端のほうに普及する啓発に努める、という内容になるとは思いますけれども、大丈夫だと思います。

○磯崎座長

分かりました。そのほかの委員の方で、ほかの論点ではいかがでしょうか。

○井上委員

契約のひな型の部分についてお話しさせていただきます。(スライド 9) 一番上のポツのところにも含めてのコメントとして、「契約のひな型や事例提供が行われている」ということが書かれています。提出した意見としては、まさにこのようなことを書いたのですが、少し補足させていただきたいと思います。

私たちバイオインダストリー協会が契約のひな型を「このような例があります」という情報提供しているのは、「必ずしも『それに従ってください』という意味で提供しているのではない」という点を付け加えたいと思います。というのは、あくまでも私たちは、契約というのは、契約自由の原則に基づくべきであって、ケース・バイ・ケースでそれぞれの状況に従って対応していくものであると思っていますので、本来「ひな型」というのは、あまり適切な言葉ではないのではないかと考えています。

それでも、「なぜ」、なおかつひな型を提供させていただいたのかというと、実際に遺伝資源を入手する際には、相手方と MAT を結ぶための交渉が必要ですが、「その交渉において、契約の中にどのような項目が必要なのかということが分からない」といったご質問があります。したがって、「このような項目について規定を設けたらよいですよ」といった例示として示しているということが一つあります。

もう一つは、契約のひな型といっても、非常に提供者側に立ったひな型と利用者側に立

ったひな型と、両極端があります。したがって、一つのひな型を示してしまうと、間違った方向に導いてしまうおそれがあるので、「提供者側のひな型としてはこのようなものがあります。利用者側のひな型としてはこのようなものもあります」という両方を示して、その中でご自分の事例に一番合ったような交渉、合意を得ていけばよいのではないかという、そのような参考のために示しているということです。必ずしも「これに従いなさい」という意味でのひな型ではない」という点を付け加えておきたいと思います。

○磯崎座長

複数の場面や業態とか、受領者、提供者、そういう属性を考えた、そのような形で示されるとよい、という趣旨ですね。

そうしましたら村上委員、お願いいたします。

○村上委員

ここで発言するのがいいのかどうか、ちょっと分からないところもあるのですが、書かせていただいた点で、まず IRCC が発行されたということは、利用者側に結構分からないことがあるんですね。都立大の私の近いところでも起こったことなのですが、クリアリングハウスのホームページって、挙げておられた方が多いとは思いますが、ものすごく分かりにくくて、発行している側の国ごとには整理されているんですけど、例えば日本の利用者に対して発行された IRCC がどれかというのは、ホームページを見ても分からないので、挙がっているやつを一個一個全部開けて中身を見ないと、日本に対して発行された IRCC かどうかも分からないんですね。ましてや、自分に発行された IRCC かどうかというのは、たまたま発行している国の側から連絡があればいいんですけど、うちの事例だと、ベトナムのほうからは連絡が来なかったというのがあって、そうしたら気がつかないですね。気がつかないと、日本の国内措置を遵守して、例えば環境省に報告書を上げるとか、それができないわけですね。だって、気がついてないんだから。

環境省が全部モニターしているというお話を伺っていたので、片っ端から挙げて、環境省がモニターしているんだったら、日本の利用者に対して IRCC が発行されているということが分かったら、当該者というか、当該の機関でいいと思うんですけど、連絡を入れるというようなシステムがないと、ちゃんと遵守していきようがない。あるいは、気がつかなくて遵守してないというようなことが起こり得るので、そこはぜひ注意していただきたいなと思いました。私の周りで起こっている事例を見てですけども。

○磯崎座長

今、環境省が網羅的に見ているのであれば、そこからの注意喚起というようなことで、このスライドの下にもある、見落としがないようにするという手続の一つだと思うのですが、環境省・三宅さん、この点はどうなんでしょうか。

○環境省（三宅）

ちょっと誤解があるようなので、少しご説明をさせていただきますが、環境省のほうで網羅的に見ているといいましても、日々出てきたものについて細かくというわけではなく

て、基本的に環境省がチェックしているのは、恐らく日本人と思われる IRCC だろうと分かるものに関して、環境大臣への報告というものは、IRCC が掲載されてから半年以内に出すというルールがあるので、その半年の期限が超えている可能性のあるものを確認しています。

こちらのほうで半年の期限が出てきたものについては、随時、連絡がとれる方についてはという限定にはなってしまいますが、そういった方々には連絡をとっています。

そのような中で、実際は対象外でしたという場合もあつたりはします。確かにおっしゃるとおり、提供国のタイミングで IRCC が載せられていくので、なかなか許可のタイミングと同時にすぐに載せてくれないよという問題はあるということは、こちらとしても認識はしていて、なかなか難しいところではありますし、半年が来たら、こちらもリマインドは差し上げるのですが、半年したら環境省がリマインドしてくれるから、それを待ってしようというふうだと、なかなか、制度の本質として、環境省的には悲しい部分がありますので、少なくともご自身で半年の期限といいますか、少なくとも PIC 等の許可が出て、半年の期限というものをメルクマールとしておいて、そこを確認していくとか、ある大学さんですと、大学の事務方の中で、CBD のクリアリングハウスで IRCC 等が出たときに、自動的にメールが届くような仕組みがあるんですけども、それに登録することによってチェックを進めるようにしますと言ってくれた方もいらっしゃいましたので、なるべく ABS（名古屋議定書）ですとか、指針の趣旨というものを考えますと、利用者そのものを守っていくという制度ですので、ご自身での責任のもとできちんとやっていただきたいというところがありますし、それでも環境省としても、半年の期限を見ながら、サポートできるところをサポートしたいという形をお願いしたいかなと思っております。

○磯崎座長

確かにそうですね。環境省としては、期限との関連で、不遵守になってないかどうかの判断、そこはやるのですが、それより手前のところで、各自にというところまではカバーしきれない。今、最後に指摘されたような、そういう連絡を活用するとか、ここは、対応の方向性にも書かれてありますけれども、IRCC の発給の見落としがないような形で、基本的には、それぞれの事業者、研究者なんですが、そうした見落とし防止のためのような、いろんな手続について、それを含めて普及していくということで、解決に向かえるのではないかと思います。

村上委員、そのような形でよろしいですか。

○村上委員

知らなかったんですけど、自分に対して発給されたら連絡が来るとようなシステムは、僕が見落とししたのかもしれないですが、そんなものがあるんですか、このクリアリングハウスには。

○磯崎座長

三宅さん、そこはもう少し詳しく分かりますか。

○環境省（三宅補佐）

本当はそこまでできると思いますし、昔、たしかクリアリングハウスの整備をするときに、そういう仕組みをつくるという議論もあったはずなのですが、実際には、おっしゃるとおり、そこまで便利にはなっていない状況ですね。

○村上委員

そうですね。すごく不便ですよ、これ。外から見たら、日本に対する発給、IRCCがたくさん並んでいて、どれかすら分からないから、一個一個全部開けないと。「あ、これが俺に対するやつだった」という感じだったから、そういうシステムを働きかけていただけたらうれしいですね。全部開けるのは大変なのでね。いろんな国に対して発行されているやつを、上から順番に片っ端から、ずーっとそれを続けなきゃいけなかったりすると、あまり現実的じゃないと思ったんですよ、実際やってみて。

○環境省（三宅補佐）

おっしゃるとおりですね。先ほど私が申し上げたのは、CBDで登録して自動的に連絡が来るというものについても、どのくらいのレベルだったか忘れたのですが、それなりの量が多分届くような形になって、どこかの国か何かの情報がドバツと来るような形には恐らくなくなってしまうので、研究者の方一人一人というよりは、もしかすると、ちょっと私が勝手なことを言えませんが、組織の中でそういうものをチェックしていく体制ができるというのか、あとは、個人の範囲ですと、先ほど私が申し上げたように、ある程度PICですかね、許可が出てから半年というのをなるべく覚えておいて、そのときに該当する国のページのIRCCだけでも確認していくとか、そういったところの工夫ができるというのかなというところですし、研究者の方々のお知恵もいただけたらありがたいかなというところでございます。

○村上委員

分かりました。ありがとうございます。

○磯崎座長

確かにその辺大変そうですが、恐らく同じシステム、同じやり方で苦勞している人たちが世界中にいると思いますので、そうした面について、よりスムーズな、よりの確に把握できるようなやり方、それぞれで工夫していくということになるかと思います。

それでは鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員

9ページをお願いします。どのような奨励措置が必要か、ALL JAPANでちゃんと戦略が必要だということで、今回5年で見直しということでこういう検討会が開かれたということですが、実際ABS指針が始まってから5年確かに経つんですが、コロナもあり、そんなに遺伝資源というのが、なかなか5年でどうだというふうな結論を出すのは難しいもので、今回、最初に書かれてから5年の見直しというふうにやっていると思うんですが、やはりこういう会を定期的にやったり、またALL JAPANで奨励措置自身というふうな

するか。先ほどのソフトすぎるということも、別に自分を変えろと言っているわけではなくて、日本のやり方がベストなのだということをちゃんと論理的に説明できるようにしておくといったところを強調したいわけでごさいます、そういうのも含めて、こういう奨励措置が必要か、どういうふうに ABS 指針に関するものを、外への日本のやり方がいいのだといったことも含めて、外に出していくといった戦略といったものの検討が必要ですので、検討が必要だと書かせていただきましたが、さらに強調したいことは、そういうふうな検討する場、また、今回のような定期的に話す場といったことが必要でございますので、ぜひとも、5 年経ったからやるといったことを超えて、また、定期的にこういうふうな会、また、どんな奨励措置が必要かということ、ちゃんと戦略的に話す場をつくっていただきたいなということ、強調したいと思います。

○磯崎座長

ありがとうございます。井上委員、お願いいたします。

○井上委員

先程の「IRCC が発行された時に、当事者に連絡が来るのか来ないのか」というお話のことですが、私も確か ABS 指針が施行された時に、環境省の方とお話をさせていただいて、「当事者にメールが届くので 6 か月以内に報告することは可能です」という趣旨のお話を伺い、「それならば大丈夫だな」と思った記憶があります。

ただ、今お話を伺うと、「実際はそのようにはなっていない」ということですので、その辺は ABS クリアリングハウスの運用について、環境省の方でもう一度整理をした上で CBD 事務局に投げかけていただいたらよいのではないかと思います。

それに関連し私が気になっているのは、チェックポイントコミュニケの仕組みです。私はもうひとつチェックポイントコミュニケというものの仕組みがよく分かっていないのですが、過去のドキュメントを見ると、IRCC が発行されて、それを利用国側の当局がチェックポイントコミュニケに登録すると、それが自動的に提供国側の当局と当事者、遺伝資源にアクセスした人に、連絡が行くというような記述が過去のドキュメントにありました。

ですので、IRCC が発行された時点と、それを受けて、利用国側の当局がチェックポイントコミュニケに登録するという、その辺がちょっとごちゃごちゃして整理ができていないように思いました。ですので、その点を整理した上で動いていただいたらよいのではないかと思います。

○磯崎座長

確かにそのあたり、全体的な運営のほうで、そうした個人にとって情報が入手できるような、より一覽で、村上委員が指摘していたように、全部開いていかないと分からないというような形ではない、もう少し簡易な形で分かる手続というのが進められる、そういう方向に向けてということで努力をしていく必要があるかと思えます。

そのほか、この資料 1 とのかかわりで、いかがでしょうか。

青い字で触れられている、これまでの議論、それから、いただいたコメントや意見、そ

こを青い字のところでまとめていて、太い矢印の下の黒い文字、その枠の中で今後の方向性という形で、今後の方向性という中には、これから検討しなければいけないというものも含まれていますけれども、こうした形で意見の方向を取りまとめるという、そんな位置づけになっています。

鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員

今話している以外でも、かなり青い字でいろんなことが書かれていますので、少しご説明いただきたいなと思って、私がこんなことを言っているのか分からないのですが、6 ページで、深見委員から、「上記につき、提供国側の取り扱いが明確でないことも多く、慎重な注意喚起が必要」というところなのですが、すみません、基の文を見れば書いてあるかもしれないのですが、もうちょっとご説明を聴きたいなと思ひまして。多分深い内容だと思ひますので、1 行ではなく、もう少しこの辺説明を聴きたいなと思ひまして、ご質問させていただきました。いかがでしょうか。

○磯崎座長

深見委員、どうでしょうか。このまとめている、その背景とかについてご説明いただけますか。

○深見委員

ご質問ありがとうございます。この点ですけれども、最近、海外に行くこともなかなかスムーズではない状況で、先生方がいろんな研究をされる中で、例えばペットショップから材料を買ってくるとかということがあったり、過去に ABS の名古屋議定書の前から研究室にあったものを使って面白いものが出てきたという事例が結構多くて、そういうものを後から許諾を取っていかうということは基本的に努力するわけですけれども、片やオプショントして使わないということもあるし、許諾を取りにいくということもあるでしょう。

許諾を取りにいったときに、逆に、やぶ蛇といいますか、ちょっと言葉は変ですがけれども、遡及を受けてしまうような場合もあつたりする可能性があつて、そういうことを含めて、簡単ではないよというような意味合いで書きました。なので、コモディティを研究機関で遺伝資源として利用する場合の取扱いは、ここの方向性にも書いてありますけれども、どのようにするのかというのは、みんなで知恵を出し合っていくとか、ある程度事例を積み重ねていったらいいのではないかというふうに思ひました。

○磯崎座長

ありがとうございます。鈴木委員、そのような説明で大丈夫ですか。

○鈴木委員

はい。それで、下の「議論の方向性 (案)」のところで、今度は環境省のほうに質問したいのですが、これでまとめて、どのような内容のガイダンスが適切かということや、普及啓発ツールで順次拡充するという事なんですけど、かなり難しい。深見委員からも、知

恵を出し合っってということで、大変ありがたい言葉だと思います。

それで、具体的には、これはどういうふうにしていくのを想定しているのか、環境省のほうにお聞きしたいなと思っています。方向性はいいんですけど。

○磯崎座長

これはどうでしょう。三宅さん、答えられますでしょうか。

○環境省（三宅補佐）

資料のまとめ方がわかりづらくて申し訳なかったのですが、まさに今日の議論の方向性という形で示させていただいております、このあたりをどうしたらいいのかという難しさは私のほうでも理解しているつもりですので、皆様のお知恵をいただきながら、どういうまとめが可能かという分野でもあると思うんですけども、本日そのあたりご意見を伺えればなと思っておりました。

○鈴木委員

ありがとうございます。

○磯崎座長

今のは、この場でその議論をするということですか。それとも、これは別の機会にということですか。

○環境省（三宅補佐）

もし可能であれば、ポイントとして皆様からご意見をいただいているところですので、可能な範囲でここでご議論いただけたらいいかなと思っています。

○磯崎座長

分かりました。このポイントは、実は私も意見・指摘をしています。目的外利用については、議定書の6条でも、目的変更については契約でちゃんと定めるとされていて、重視されています。日本の指針の1-3-6で、遺伝資源利用目的ではない形で販売されているのを、遺伝資源利用目的ではない形で購入した場合を除外すると定めています。遺伝資源利用目的ではない形で販売しているものを、遺伝資源利用の目的で買った場合は、当然、1-3-6の適用除外には当たらなくなります。その場合どうするのかが指針には実は書かれていないことが問題の背景・基本にあります。

なお、1-3は、議定書の適用範囲外であるので指針からも除外したものが挙げられています。1から5までは実は比較的簡単で、除外されてないものの取り扱いも分かるのですが、6番がちょっと異質で、適用除外から外れた場合、指針はどうするのかについて、実は明確に書いていないという、それが大きな問題点が生じてくる原因です。

というのは、1-3-6は、現地で取得したり、売買したり、輸出入したりということよりも、国内で利用者が購入する場合という、ちょっと違う場面が入っている、そのために1から5とは違う問題が6の場合は起きてくるということです。

ただ、指針全体から言うと、報告を義務づけられているのは、「取得かつ輸入した人」なので、たとえ1-3-6の除外規定に当たらない場合であっても、報告義務はないという建て

つけになっています。その隙間に何か落っこちているような問題であるということが法的には背景にあります。

それで、指針それ自体に書くというのも一つの手ではあるのですが、全体の現在の指針の構成からすると、1-3-6 だけの特出しして、その場合にどうするかを書き込むと、ちょっと複雑になりすぎるような気がします。つまり、報告義務以外の義務というのをまた考えるというのも複雑になりますので。そうすると、ここにあるような形で、ガイダンス的に注意しないといけないよという内容を書くというのが次善の策かなという感じがします。このスライドのまとめ方も、大体そのような方向になっているかと思います。

そのような背景、特に指針の全体構造と、その枠組みという、そこを前提にして、ガイダンスでどのような内容を、どんな形で書くかということなのです。三宅さんからも指摘があったように、今の時点で各委員でコモディティの取り扱いについて、特に目的外使用だと言われてしまうような事柄について、何かプランが、あるいは意見がありましたらお願いいたします。

○井上委員

このコモディティの問題というのは非常に微妙な問題ですので、私としてはこの場であまり議論したくないというのが正直なところです。いろいろなケースがあると思います。現地で一般に流通しているものを研究開発目的で入手するのであれば、「現地の法律に従えばよい」という、それで済むと思いますし、一方、先程磯崎先生がおっしゃったように、あるいは深見先生もおっしゃったように、もう既に日本に入ってきているものを研究開発に使うという場合もあり得る訳です。それについて、この場で短い時間に議論するというのは難しいので、あまり議論はしたくないと思います。

○磯崎座長

ありがとうございます。鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員

私も、コモディティの問題、窓口で山ほど来る問題なんですけど、なかなかいい回答はできないというのが正直な話で、とても難しい話ですので、ちょっとこの場で結論を出したり深く話をするというのは無理かなと思いました。

それで、コモディティの話ではなくて、コモディティも含むのですが、今出ている6ページ目の「鈴木委員」と書いているところで、ABS 指針の手続だけ守ればいいと思って、提供国の法令を守らないで持ってこようとした人がいて、慌ててやめた例とかあったもので、「鈴木委員」というところの青い文字の「指針の施行通知にある「なお、…」」というのを、「指針本文に追加すべき」だという意見を出させていただきました。

どっちにしろ、例えば何々指針に基づいてやること、というふうに書いてある場合に、遺伝資源の取得時に提供国の法令を守ることは当たり前のことであるといったところで設計したものであるということは、もちろん分かっているのですが、やはり指針を守るといったときに、当然、遺伝資源の取得時に相手国の法令を守って持ってくるのだということ

を、やはり分かりやすくするということが必要じゃないかなと思って、私、これを書かせていただいたのですが、これに関しての意見というのを、磯崎先生からちょっといただきたいのですが、いかがでしょうか。

○磯崎座長

環境省・三宅さんがこのスライドの説明のときに触れていたように、個々の法律とか、その下の指針とか、その中で直接書かなくても、というのがやはり基本的な考えです。というのは、ガイドライン等を含めた全ての法令が、主権の範囲内の事柄については、それぞれの主権を有しているもの、国の管轄下にあるという大前提で出来上がっているもので、個々の法令の中で特出しすると、ほかの法令との違いが目立ってしまって、ほかと違って、「特に」というニュアンスが出てきてしまう。そういうこともあって、本文の中では取り扱わないというのが通常の扱い方ですので、この場合もそれに従うのでいいのではないかなと思っています。

鈴木さん、どうでしょうか。

○鈴木委員

磯崎先生の論理・趣旨は理解しました。運用するとき、指針を守ることというときに、やはり提供国の法令を守ることということをユーザーに周知していかなきゃいけないということは、改めて私自身が思いました。

この辺いろいろな方の意見もありますので、またいろいろ聴きたいと思います。

○磯崎座長

それと、この提供国においては提供国の法令に従うという、この趣旨のときでもう一つ重要なことは、取得する人の話。あなたが取得者になるとき、提供国で取得する際に、提供国の法令を遵守してくださいということだけではなくて、ABS問題の場合は、あなたが取得者で、提供国における取得者でなかった場合であっても、その他人が提供国で取得したときに法令が遵守されていたかどうかで、他人が取得した場合も含めて、その遺伝資源が取得された時点で、合法取得だったかどうか、CBD、名古屋議定書は、その確認を求めているというのが、もう一つ背景にありますので、「人の問題以外」というのが入ってきています。

ABS指針は、提供国の国内で取引されている場合はそこで合法になっているはずという前提で成り立っています。そういう意味で、遡って素性を確認することを日本の場合はソフトなレベルで求めているので、この辺、日本の制度がソフトだと言われる背景の一つにもなっています。鈴木さんも指摘したように、指針の義務だけ果たしていれば全部問題なしというわけではないという、その全部ではないということの一つに、今私が触れたような、遺伝資源そのものが取得時に合法であったかどうか、自分がかかわっていたか否かにかかわらず、というのも片方入ってきています。その辺も含めて、ABS指針だけで十分ではないという、そういう普及啓発が必要ではないかなと思っています。

鈴木さん、何か。

○鈴木委員

本当にその論理はよく分かっていて、それを踏まえて、遺伝資源を取るときは ABS 指針を守ること、遺伝資源取得時に提供国の法令を守ること、また、生物多様性条約関連以外に、ワシントン条約や関連条約を守ることと、その 3 つをお願いしますということで、5 年間、おかげさまで啓発活動をさせていただきまして、引き続きそういう 3 本立てが必要なんだよということをやっけていかなきゃいけないんだなと。で、その 3 本立て自体を、我々、「トータルリスクマネジメント」と名づけて、バイオリソースのトータルリスクマネジメントということで、次年度からまたもうちょっと強調していこうと思っているのですが、やはりそれが必要だなということはよくよく分かりましたのと、ただ、知らない人には、「指針」という言葉自身が、指針だけ守ればいいなということに直結しやすいところ、どうやって解決しようかなというところは、また今後の課題かなというのも同時に思ったところでございます。

指針というのが、途中で説明したとおり、「指針」という言葉は後で、検討会やいろいろなものの一番最後につくった言葉でございますので、そうなったかなというのは思いました。

○磯崎座長

今触れられたように、確かにそういう面での普及啓発を十分やっけていかないといけないと思います。

石田委員、お願いいたします。

○石田委員

コモディティのほうに話を戻して申し訳ないのですが、環境研の事例なんかですと、動物園にいる動物なんかも、もともとは遺伝資源として持ってこられたわけではなかったり、そういうこともあったりして、かなり幅広い範囲で今後検討をしていただければなと思います。

○磯崎座長

動物園とかの関連で既に幾つか事例もありますので、そうした点を含めて対象にするということですね。分かっております。

そのほか、いかがでしょうか。

(なし)

## ■提供国措置の要否等に係る課題整理について

○磯崎座長

それでは、2 番目の議題、資料 2。今までが利用国としての措置ですが、今度は、日本が提供国としての措置についてです。資料 1 と同じような形で進めていきたいと思います。

それでは、まず資料 2 の説明を環境省・三宅さん、お願いいたします。

○環境省（三宅補佐）

それでは、資料 2 について説明させていただきます。

こちら、進め方は、論点を提供国措置の要否の検討のものに変えたものでして、先ほどの利用国措置のほうのお話と同じですので、説明は割愛させていただきます。

まずは、国内遺伝資源の取得・利用に伴い解決すべき問題があるかどうかというところとして、論点 1、「国内遺伝資源の海外への提供に伴って解決すべき問題が生じているか」への主なご意見が 3 つほどございますので、こちらから順番にご説明させていただきます。

主なご意見の①ですが、大きく分けると、「遺伝資源全般に関する認識」というところがございます。こちら、過去の検討の経緯も含めまして、PIC 制度の導入を考慮すべき状況変化はなく、今のところ解決すべき問題は生じていない、というご意見。また、こちらでも過去の経緯もありますけれども、当時の理由としまして、既存の法令等に重ねて、さらに PIC 制度を導入する積極的な意義が見出せなかった、という点ですとか、今はその状況に変化がないだろう、という点。それから、今の ABS 法令が乱立しているような各国の状況を見ますと、日本も PIC 制度を導入すると状況がさらに複雑になるのではないかと、というご指摘。さらに、主権的権利を行使しないほうが途上国とのやり取りの中でメリットが生まれるのではないかと、といったご意見。その他、現状で発生もしくは可能性のある課題というのは、名古屋議定書（ABS）の国内措置として対応すべき問題かどうかを区別して検討する必要がある、というご意見をいただいております。

次に、2 つ目の主なご意見ですけれども、こちら、細胞培養肉の研究開発の影響による国内畜産保護の必要性についてでございます。

バイオテクノロジーの発展で今後細胞培養肉の生産に当たって、家畜から細胞を供給する必要がなくなった場合に、和牛生産と競合して国内産業に打撃を与えるおそれがあります。こちら、令和 2 年に施行されました家畜遺伝資源法の中では、保護されない分野になっていきますので、PIC 制度の導入が必要である、というご意見をいただいております。一方で、品種の国外流出の課題については、改正種苗法ですとか和牛遺伝資源関連 2 法の法令の整備の中で検討されるべきというご意見もいただいております。

主なご意見の 3 つ目ですけれども、こちらは、天然物創薬の分野の観点その他ということになります。

提供国措置を望む声の分析、対応のために、とりわけ天然物創薬分野のさらなる意見聴取が必要ではないか、というご意見をいただいております。

紫文字のところは、先ほどと同じように、議論の進行上、別の論点のほうでご議論をいただければと思います。

下のほうの四角ですけれども、まとめと議論のポイントとしては、このように記載をしております。まず 1 点目のほうが、最初の主なご意見の 1 点目に関連する部分ですけれども、遺伝資源全般、とりわけ自然環境下に存在するような遺伝資源ですとか、コレクションに保存されているような遺伝資源に関しては、PIC 制度を導入することで解決すべき課題は生じておらず、一方で、導入することで何か弊害が生じる可能性がありますので、PIC

制度の導入が必要となるような状況の変化というのではないのではないか、ということです。

細胞培養肉の観点でのご意見なんですけれども、ほかの論点についても幅広くご意見をいただいておりますが、各論点それぞれ関連性があり、横断的な課題だと思っておりますので、議論の進行上、ある程度まとまった形でご議論をいただいたほうが議論をいただきやすいかと考えまして、この論点を代表して、細胞培養肉に関しては全体をご議論いただければと考えております。なので、以降のその他の各論点に対しては、いただいている個別のご意見については、議論の進行上、資料には取り出した形で記載をしておりますけれども、参考資料 8-2 のほうにいただいたご意見についてはそのまま記載しておりますので、こちらを適宜参照いただきながら、本論点についてご議論をいただければと考えております。

細胞培養肉の議論のポイントとして、下の四角の 2 つ目のところに示させていただいております。こちら、細胞培養肉の研究開発の影響による国内畜産業保護の必要性の観点につきましては、遺伝資源のアクセスを促進しつつ、公平な配分を通じた提供国における生物多様性保全に貢献することを目的とする名古屋議定書の目的に合致すると言えるかどうかという部分。それから、PIC 制度の導入によりまして、こういった ABS の目的を踏まえますと、かえって我が国の遺伝資源へのアクセスを認めなければならないということにならないか、といったところを挙げさせていただいております。

論点 2 は、国内において国内遺伝資源の取得に伴って解決すべき問題が生じているか、という論点です。

こちらは、総じて解決すべき問題は生じていないのではないかと、というご意見をいただいております。紫文字の部分は、また後ほどご議論をいただければと思っております。

先ほどの細胞培養肉に関してもご意見をいただいておりますけれども、先ほど申しあげましたとおり、論点横断的な課題として、論点 1 のほうでまとめてご議論いただきますので、それ以外の部分での対応の方向性として示させていただいております。こちら、国内における国内遺伝資源の取得に伴って解決すべき問題は一般に生じていないと考えられますので、この点で提供国措置導入の必要性は特に認められないと考えられる、とまとめております。

次は、伝統的知識に関することとして、「国内の遺伝資源に関連する伝統的知識について、本検討の中で解決すべき事項が生じているか」という論点になります。こちらのスライドに関しましては、第 1 回検討会のときにお示したスライドと同じものですが、簡単に振り返りますと、議定書との関係では、アイヌ固有の遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識について、対象となるものについて、前回の検討以降新たに確認されるかということについては、既に文献にして公表されて知られている状況ということもございますけれども、加えて、現在のアイヌ政策のアプローチも踏まえつつ、ABS に関連した課題の発生状況を確認することを進めていきます、という形としておりました。

これに関しまして、今年度、有識者の方々にヒアリングをして調査をした結果が、次のスライドになります。

主なポイントは次のとおりになっております。

まずアイヌに関連した遺伝資源に関連する伝統的知識を取り巻く状況につきましては、名古屋議定書の国内措置検討当時から状況変化は認められないと考えられます。今回のヒアリングの中で、名古屋議定書で扱われる遺伝資源に関連する伝統的知識に関して把握した範囲ではございますけれども、アイヌに関連した遺伝資源に関連する伝統的知識の取得や利用に伴って具体的な問題やトラブル等は確認されませんでした。

一般論として、アイヌに関連する伝統的知識の適切な取り扱いを求める意見というのはいかがでしょうか、現段階で、いわゆる生物資源に関連して生じている課題としましては、アイヌの文化伝承等に必要となる動植物等の材料の不足というものが挙げられまして、関連する生物資源へのアクセスのより一層の円滑化ですとか、アイヌが利用してきた動植物、また基盤となる生態系の保全・回復が課題とされておりました。

あとは、関連事例としまして、一部地域を中心に設立された団体で、アイヌの知的財産を管理する取組が進展を見せておりまして、アイヌの文様の利用というものが中心になっておりますけれども、その適切な利用を促進したり、アイヌのクリエイターに受注創出するという形がとられています。アイヌが利用してきた動植物利用や薬用慣行の文化も適切な利用が必要との考えではありますけれども、基本的にアイヌの文化へのアクセスを制限しようとするものではなくて、利用を通じて適切な利用を普及啓発していくということを目指すといったようなものになっていました。

それから、アイヌの植物利用の専門家ですとか、アイヌ政策の専門家のほうからは、アイヌに関連した遺伝資源に関連する伝統的知識を含む文化の特徴と現状、それから現行のアイヌ施策の状況に照らしますと、海外の先住民の状況を念頭に置いた生物多様性条約ですとか、名古屋議定書のアプローチが馴染みにくいということが指摘されました。アイヌの文化や知識に由来する商品のブランド化を通じた、アイヌ文化の掘り起こし、伝承を可能にする支援ですとか、アイヌ施策推進法に基づく交付金による関連事業の推進等の可能性についても言及された、という状況でございます。

アイヌ関係のヒアリングを踏まえた議論のポイントにつきましては、本検討において解決すべき事項があるかについて、ご確認いただければと思います。

その他、伝統的知識の分野に関しまして、主なご意見として、遺伝資源に関連する伝統的知識の解釈について、幾つかご意見がありましたので、こちら、補足をさせていただければと思います。

スライドの 14 ページ目、こちらは、過去に日本の名古屋議定書の国内措置の検討が行われたときに、日本として整理をされた内容になっております。名古屋議定書では、「先住民の社会及び地域社会」の遺伝資源と「遺伝資源に関連する伝統的知識」が対象になっています。このうち「先住民の社会」というのは、ある国において、他の国民と種族、宗教又は言語を異にする人々であって、歴史的、社会的又は文化的観点から他の集団と明確に区別ができ、かつ、その国の領域内にもとから住んでいるものが属する社会を意味するも

のと解されます。

日本の場合ですけれども、古くからアイヌの方々がいらっしゃる、言語、宗教や文化の独自性を有していることから、アイヌの方々が多く居住する社会（コミュニティ）は、本議定書上の「先住民の社会」に該当するものと考えられております。

一方、後半部分の「地域社会」ですけれども、「先住民社会」に類するような生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有するような社会が該当すると想定されます。ただ、我が国では、そういったような社会は特定されていないという状況です。

最後に、「遺伝資源に関連する伝統的知識」ですけれども、こちらは、先住民の社会及び地域社会において、その伝統、風習、文化等に根差して昔から用いられている特有の知識であって、遺伝資源と何らかの関連性を有するものを指すと解されております。

次の論点に移ります。スライド9に戻ります。

今回はPIC制度で、何らかの措置を導入することで生物多様性保全ですとか遺伝資源利用に影響を与えるかどうかというところでございまして、1つ目の論点は、提供国措置の導入によって生物多様性の保全や持続可能な利用に高い効果を発揮するかどうか、というポイントになっております。こちらは主に、生物多様性保全や持続可能な利用の観点でいいますと、こうしたものに資する研究開発というものが多くを占めるとは思いますけれども、PIC制度を導入しますと、手続上の負担ですとか行政管理コストの観点から、負の影響が生じるのではないかとということ。それから、特に生息域外で保存されている遺伝資源については、提供国の生物多様性の生息域内保全への効果というものには期待できないので、観点として違うのではないかとのご意見がございました。

あとは、生物多様性保全や持続可能な利用については、遺伝資源以外の分野による影響・効果のほうが大きいのではないかと、といったご意見もございます。

こういったご意見をもとにしまして、対応の方向性としては、一般に、提供国措置は措置しないことで、生物多様性の保全や持続可能な利用に資する研究開発を促進し、その効果を期待できると考えられる、とまとめております。こちらも重ねて、細胞培養肉の件は、一番最初の論点1のほうでご議論をいただきます。

次が論点2です。「提供国措置を導入することによって遺伝資源利用にどのような正負の影響を与えるか」というところでございます。

こちら、主なご意見ですが、総じて提供国措置の導入によって負担が増加し、遺伝資源利用に負の影響を生じるのではないかと、ということ。もう一つが、提供国措置導入によって、我々が認識していない海外での国内遺伝資源の利用状況を把握できるのではないかと、といったご意見がございました。

こちらは、メリット、デメリットあると思うのですが、議論の方向性としましては、提供国措置導入によって遺伝資源利用に与えるメリットとデメリットを考慮すると、どちらのほうが影響が大きいかとこの観点でご議論をいただけたらいいのかなということ、書

かせていただいております。

次が論点3になりまして、提供国措置導入による国内遺伝資源であることの国際遵守証明書の提供が必要かどうか、ABS指針による国内取得書の発給で十分か、というところへの主なご意見と議論の方向性ということでございます。

主なご意見ですけれども、そもそも日本はPICが不要な制度になっていますよということ発信すれば足り、国際遵守証明書は不要との意見も多かったですが、一方で、今のABS指針の国内取得書に関する意見も幾つかいただいております。国内取得書の場合は、申請内容をなぞっている場合だと確実性が低く、証明としては機能しないのではないかとということ。さらには、今後のトラブル時に有効に機能するかを考慮する必要があるのではないかとということ。それから、今は国内取得書、NITEが発行しているものだけですけども、アカデミア分野を中心に、理研などが発行するような仕組みも要るのではないかとということ。もう一つは、国際遵守証明書の発給が必要かどうかというところにつきましては、ちょっと小さい文字になっていますけれども、こういった分野について、今のNITEの実績を踏まえて議論していくことが必要ではないかといったところがございまして、このあたりは後ほど須藤委員からコメントをいただければと思います。

まず、上のポイントにつきましては、議論の方向性として、今申し上げたとおりですけども、NITEの事例について伺いながら、アカデミアを含めた今後の国内取得書の方向性について検討する、と書かせていただきました。

主なご意見の2つ目のほうですけども、PIC制度をもし導入するとなった場合に、過去に取得した遺伝資源について何らかの対応が必要ではないかということで、遡及適用の問題だと思っておりますけれども、こういった観点も必要だというご意見をいただいております。

これに対する議論の方向性としましては、一応本検討の中では、PIC制度の導入が要るか要らないかというところの検討にまずフォーカスしておりますので、この検討の中で導入が必要となった場合に、こういった論点も検討していく必要があると考えております。

次は、PIC制度以外の選択肢として何か検討すべき事項があるかどうかというところでございます。

そういったものについて何か選択肢としてあるかどうかですが、主なご意見としましては、簡素な報告制・登録制、それから実態把握・情報蓄積の必要性について、様々なご意見をいただいております。何らかの登録制とか報告制とか、情報を逐一把握していくような仕組みがあるのではないか。こうすることで意識向上につながるのではないか、といったご意見をいただいております。

もう一つは、こうした情報収集の仕組み、報告制等によるようなものに関しましては、フィージビリティスタディを実施してはどうか、というところもご意見をいただいております。

一方で、これらと反対のご意見ですけども、野生生物ですとか基礎生物学分野ですと、遺伝資源の提供状況を国が把握する必要はないので、報告制では負担が大きくて不要では

ないか、といったご意見。それから、これは具体的な遺伝資源のやり取りの部分にも関連するところだと思いますけれども、遺伝資源自体にメタデータをひもづけることを奨励して、当該資源の history が分かるようにするのが望ましいのではないかとということ。それから、日本国内の伝統的な食・薬用の言い伝え・慣行について、調査とリスト化をして、まとめていった上で、最終的にそれを公開するかどうかというところは、保護の観点で必要かもしれないけれども、こういった検討があるのではないかとのご意見でございます。こちらは様々なご意見がありますので、そもそもこういった何らかの仕組みが必要かどうかというところ。その場合、もし設けるのだとすると、どういったところに目的を置いていくのかといったことについて、ご議論をいただければと考えております。

こちらもし引き続き同じ論点になりますけれども、もう一つのご意見になります。

「国内遺伝資源の取得に関する改善と支援等について」ということで、JBA さんが実施したアンケートの中で課題として幾つか、このチェックにあるような内容が記載をされております。これは、ものによっては必ずしも ABS に関連する手続に限られるものではなくて、何らか許可制度を通じた手続の中で発生し得る問題というものも幾つかあったりすると、あとは、国・地方行政の別ですとか、行政として、その情報の確実性を確保していくことといったような観点、その他の観点からも対応の限界があるところもあるとは思いますが、こういった課題のところは認識しまして、関係省庁、関係機関・団体において、少しずつ可能な対応をとれるところはとっていくということが必要かと思っております。

座長、提供国措置のほうは幾つか論点が多いかと思しますので、もし可能であれば、論点を一つずつ見ていただければと思います。

#### <検討課題① 国内遺伝資源の取得・利用に伴い解決すべき問題が生じているか>

○磯崎座長

ありがとうございます。今説明いただいたように、ちょっと長めですが、4つの課題がありますので、課題の1から4、それぞれについて見ていくことにしたいと思います。スライドの左上に、検討課題として、実はローマ数字でⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳと記されています。本文の中では、検討課題①、②、③と記されていますが、これは同じものです。ですから、スライドだと、検討課題①、スライドの5ページまで、ここの論点の1と2について議論をしたいと思います。

それに先立ってなのですが、スライドの4番で、天然物創薬の話が触れられているのですが、それとの関連で、藤井委員に、天然物創薬の観点での発言の背景事情とかを説明いただければと思います。

藤井委員、お願いいたします。

○藤井委員

ありがとうございます。鈴木委員のご意見で、「提供国措置を望む声」というのはどこか

ら出ているのだろうというのが、まず一つ疑問に感じますけれども、少なくとも産業界の視点では、この提供国措置の一番の弊害というのは、天然物創薬をシュリンクさせてしまっている。全くやっていないとは言いませんけれども、やらない方向にしか動いていない、やらなくなってしまう、それが一番の問題なので、やはり提供国措置が必要だという声は、産業界からは基本的には聞こえてこないです。

全くやっていないわけではないということなんですけれども、この検討会でも、最初の会で少し天然物創薬はこんな取組をしているという紹介をさせていただいたのですが、特に各国の提供国措置がばらばらだと、ああいうグローバルな活動というのは、統一ルールをつくるのが非常に難しいということで、結局、提供国措置をできるだけ回避するような形の仕組みをとらざるを得ない。つまり、産業界からすると、選択肢が極めて狭まってしまいうような方向にしか動かない。使わない方向にしか動かないというようなところで、少なくとも産業界が提供国措置はないほうが良いというふうに感じています。

それと、さらに、これは WHO で議論されていることで、あと病原体ですね、インフルエンザとか、COVID とか、ああいうものは WHO がコントロールしていて、名古屋議定書のような二国間の仕組みと少し馴染まない部分はあるのですが、ただ、その中で、利益配分を求めてくるような国が間違いなくあるのです。ただ、そういうことを要望してくる国、主張してくる国の、例えばウイルス検体は、結局ワクチンをつくる上で参照されない、考慮されないというような状況が現実起きてしまっているということで、我々製薬産業からすると、提供国措置というのは、世界中の人の健康、命を守るという我々の業界の使命に対して非常に大きな負の影響を与えているなという印象しかありません。

○磯崎座長

分かりました。鈴木委員、質問の趣旨等を含めて。

○鈴木委員

まず、藤井さんのやつは全くそのとおりであって、製薬企業は本当にそのとおりであり、また、製薬企業が提供国措置ということは、海外の提供国措置に関しての話、また、ウイルスなどの病原菌の話といったことに関しましては、本当に藤井委員のそのとおりで、全く何も否定、反論する余地はありません。

今回私が言っているのは、提供国措置を望む、私も大体 100 回以上いろいろなところで講演していますので、やはりそういう中でいろんな声を聞きます。そういう中で、和牛とイチゴはちょっと除いておいて、和牛、イチゴはもう解決済みといったところで答えているのですが、それ以外で提供国措置を望む声というのは、やはり研究者、学術分野から実際にはあります。ただ、もちろんその中でより深い議論が、ここに持ってくるレベルの議論までシェーブアップされているかといったことではまだまだないというのが正直な話でございます。

ただ、5 年経って、今回話した議論で勝ち負けというところで、必要ないかといったところに結論づけるには、まだまだ、もうちょっと深く掘らなきゃいけないかなといったの

は思っているところでございまして、特に天然物創薬分野の方々は、やはり提供国措置を望む声というのが出ていること自身は、正直な話、ありますので、そういう方の声を聴くことが必要ではないかといったことを言いたいこと。

また、ここの部分ではないのですが、後でその場面に来たらまた言うつもりですが、スライド 12 のところで深見委員の言っている、日本国内の「伝統的な食・薬用の言い伝え」といったところもありますので、そういうリストのフィービリティスタディとか、そういうものに関しての、ここで議論して、必要ないねというふうな結論づけるには、まだもうちょっと掘らないといけないかなと思うのが、現実的な意見聴取をした話です。

ただ、まだまだ議論が足りないところはあります。藤井委員の言っていることは全くそのとおりでございまして、それに関して否定するつもりはありませんが、対象物が違うといったところでございます。

○磯崎座長

そのほか、このスライドの 3 枚目から 5 枚目に関してですが。

それでは犬塚委員、お願いいたします。

○犬塚委員

今、鈴木委員から、和牛とイチゴは置いておいてみたい話があったのですが、その前に、今回意見を出させていただいた点について、共通認識として認識していただきたいということで、少し補足をさせていただきたいと思います。

私が出した意見のところ、細胞培養によって、今、培養肉をつくるという技術が結構新聞紙上にも出ていると思いますが、この場合は、生きた細胞を活用して増やしていく。今のところ、細胞が必要ですけど、今後、新しい細胞を供給しなくてもいいということになれば、今の和牛生産自体、畜産で和牛を飼っていること自体がもう要らなくなっていくということで、遺伝資源としてはなくなっていく可能性がある、ということが一つ心配しています。

あと、もう一つ、法律ができたからということで、「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」ができたのでいいじゃないかという、前回の第 1 回目の議事録を見させていただいたときも、ほかに法律規制とか国際条約があるものは、この検討の外でいいんじゃないかという話が出ていましたけれど、家畜の遺伝資源の法律の中で対象にしているのは、和牛の精液と受精卵だけなので、今言った細胞培養に使うような体細胞については法律の対象外となっていますし、種苗のように植物の関係での国際条約も家畜にはないので、まったくイチゴとは違った状況にあるということ、まず議論の前提として知っていただきたいと思って発言をさせていただきました。

○磯崎座長

犬塚さん、この細胞培養に関するまとめのところ、4 ページに、まとめとポイントというので方向性が出されているのですが、この 4 ページの下の書き方についてはどうですか。

○犬塚委員

特に座長のご指摘は、「一方」のところの下の最後の「PIC 制度の導入によって、かえって我が国の遺伝資源へのアクセスを認めなければならないということにならないか」というご指摘かと思いますが、結局、認めなくても認めても、出ていくときには出て行って、どういう状況になっているのか分からなければ、こちらとしても、業界に対してどういう影響があり、どのような作戦で行くのかということは立てられないので、把握しておかないと。結局は、適正というか、国際的に見て正当な理由であれば、なかなか止めるのは難しいと思っていますが、しっかりこちらとして把握していれば、何らかの対応とか考え方ができるのではないかと考えています。

○磯崎座長

その場合についてなのですが、生物多様性自体そのものへのプラスの影響、マイナスの影響というのは、どのような位置づけで考えていらっしゃいますか。

○犬塚委員

多様性になるのかはちょっと、世界的に見れば難しいのかもしれませんが、和牛の生産国として、もし培養肉でも全ていいという話であれば、和牛は衰退していくということで、和牛の遺伝資源自体はなくなっていく可能性があるとは思っています。

○磯崎座長

ほかの委員の方で、この観点についてはいかがでしょうか。

渡邊委員と小関委員が手を挙げているのですが、細胞培養肉関連ということでよろしいでしょうか。渡邊委員、どうですか。

○渡邊委員

今、犬塚委員からご説明がありました、細胞培養肉の研究開発で用いる細胞の利用についての扱いということだったと思います。そのことが日本の畜産業にとって非常に重要な課題だということは認識をするところなのですが、一方で、この ABS の議定書の目指しているところ、今画面に出ている、まとめのポイントにも出てきますけれども、議定書が目指しているところは、遺伝資源の適正で円滑なアクセスというのを進めていくことと、その利用から生じた利益の配分を通じて、提供国の生物多様性の保全に貢献をするということであり、その目的なり趣旨に照らすと、細胞培養肉の件と議定書の目的、趣旨とはマッチしないのではないかとこのように思いました。

この培養肉に関しての意見は以上なんですけれども、私が 12 時過ぎに退出しなければいけないので、もし座長が許していただければ、後ろのほうの 12 ページのところ、一つだけコメントをしていいでしょうか。

○磯崎座長

はい、どうぞ。

○渡邊委員

恐縮です。12 ページになります。PIC 制度以外の選択肢としてどんなことを考えていく

べきかということで、前回も私のほうからもコメントした部分ですが、日本における遺伝資源も含む生物多様性の保全、あるいは持続可能な利用を確保していくという観点から考えたときに、日本の中で遺伝資源がどのような利用実態にあるのか、その辺の情報はきちんと把握していく必要があるのではないかということで、どんな環境で、どんな分類群が利用されているのか。保護地域の中で、あるいは外なのか。保護地域制度も含む日本の国内法制度を遵守しながら手続をとって利用しているのかどうか。何らかの問題が生じていることはないのかという、その状況を何らかの形で実態を把握していく、そういったモニタリングの仕組みを何らかの形で設けていくことが重要ではないか。まずそこが重要ではないかというふうに思うものですから、そのコメントも併せてさせていただきました。

ありがとうございます。以上です。

○磯崎座長

今の後者の点はまた後のところで触れたいと思います。

今、渡邊委員から4ページでまとめている内容について、条約と議定書の目的との関連で、それを受けたABS指針についての見解、指摘があったところですが、犬塚委員からは、先ほど、確かにそれによって、ある特定の種がいなくなる可能性という指摘がされていましたが、それとの関連で。

では犬塚委員、お願いいたします。

○犬塚委員

基本的に何にもしなければ、日本の和牛の生産が衰退していった、遺伝資源として維持できなくなるのではないかと懸念していて、その点、このABSのところでは利益配分みたいなことを考えれば、もし培養肉での利益を、和牛の飼養・振興に還元できるということになれば、それはそれで遺伝資源の保全につながっていくのではないかと、一つの手法としてですけれども、あるのではないかと考えています。

○磯崎座長

あと、もう一つの論点は、野生動植物と家畜との取り扱いが違っているということなので、それも含めて、生物多様性それ自体の範囲と評価もかかわってくるかと思えます。ここは、4ページのまとめ方ですが、これで今方向性をということではありません。5ページでは、必要性は認められないという全体のまとめなのですが、犬塚委員のほうで、今触れたような一般的な、それから条約と議定書と指針の射程の中でできること、できないことというのがあるという前提ですが、この5ページのまとめ方ではやはり不足していると考えますでしょうか。

○犬塚委員

実は、利用国側のほうでもちょっと意見を出させてもらっていたのですが、提供国側と利用国側のバランス的なことも図らなければいけないのではないかと頭にあって、その場合、先ほど利用国側の議論の中で座長から、コモディティの流通において、その途中でそれが遺伝資源の活用に用いられたらどうなるのかという話がありましたが、実はこ

の和牛の流通、牛肉の流通に関しても頭の中にあリまして、そのときに、利用国側の措置とのバランスを考えた場合に、提供国側においては野生動物だけでいいのかというのが、私の頭の中で整理ができていないのが実際の話です。

○磯崎座長

分かりました。そのような点についても、考慮ができればと思うのですが、今日は時間との関連で、論点の1と2について、それから最後のまとめのところはこのような形にしたいと思います。さらに必要があれば、次回のときに犬塚委員からまた指摘をしていただければと思います。

ということで、その次で。小関委員、お願いいたします。

○小関委員

種苗業界も、どちらかというと細胞培養肉の業界とちょっと似たようなところがあるのかなというふうに思っておりまして、今回は、提供国措置の導入というのは必要ないというふうには考えられているということなんですけれども、もう少し議論したほうがいいのかなというふうに思っています。というのは、種苗の国境をまたいだ利用というものに関しては、非常に我々のほうもシビアに感じておりまして、特に隣国がどんどん保護を進めているという情報がありますので、ちょっと危機感を感じております。ですので、もう少しこの点は議論させていただければなというふうに思っています。

今回は時間がなくて次回ということでしたので、次の議論に見送りたいと思います。

○磯崎座長

ありがとうございます。種苗業界でも、DSIを直接使ってというような分野も含めてということで、今日の時間の枠内では難しいと思いますが、その辺、論点をもう少し明確にした形で、次回にでも取り上げたいと思います。

## **<検討課題② 国内の遺伝資源に関連する伝統的知識について、本検討において解決すべき事項が生じているか>**

○磯崎座長

次の検討課題の2番、伝統的知識についてというところです。なお、伝統的知識との関連で、現在WIPOではどんな話になっているのかという質問、意見が出ていましたので、それとの関連で、特許庁からの出席があると思いますが、WIPOの動きについて簡単に、最近の動きを説明していただけますでしょうか。

○特許庁（久保田係長）

WIPOにおける議論の状況について、簡単にですが、紹介させていただきます。

WIPOにおきましては、遺伝資源等政府委員会、通称WIPO-IGCという会合にて、遺伝資源、伝統的知識、伝統的文化表現のバランスのとれた効果的な保護を確保するための国際的な法的文書（International Legal Instruments）について合意することを目的に、遺伝資源、伝統的知識、伝統的文化表現のそれぞれについて、当該文書のテキストベース

の交渉が行われているところであります。

しかしながら、当該国際的な法的文書の性質、例えば条約のように法的拘束力のあるものか、またはガイドラインのように法的拘束力を有しないものか等については、現時点では何ら決まっていないという状況でございます。

遺伝資源や遺伝資源に関連する伝統的知識についての議論ですが、特許出願の際に、遺伝資源等の出所を開示させる、いわゆる出所開示要件を導入するかどうか最大争点となっております。加えて、国際的な法的文書の目的や保護対象などの基礎的な事項についても、現在、意見が対立しており、議論が膠着している状況でございます。遺伝資源に関連する伝統的知識についても、定義自体がまだ全く定まっていないという状況にあります。

また、伝統的知識の一般的な議論についてですが、目的や保護対象、保護基準、受益者、保護範囲、例外及び制限等の項目について議論が行われているのですが、こちらも膠着している状況であります。概して、先進国側は伝統的知識の効力がより限定的かつ明確な範囲となるように、その一方で、途上国側は伝統的知識の効力が広がる方向となるように、テキストのオプションの選好及び修文にかかる提案を行っておりますが、現在、議論は平行線をたどっておりまして、依然として基本的な事項に関する先進国・途上国間の意見の懸隔は解消されていないという状況でございます。

最後に、最新の状況や今後の予定ですけれども、2020年以降、新型コロナウイルスの影響で会合の延期が続いておりまして、約2年ぶりに、オンライン参加と物理参加のハイブリッドで行われた昨年8月の第41回会合においては、2022年と2023年の作業計画が合意されたのみで、この場ではテキストの交渉は行われませんでした。合意された作業計画に従いまして、2023年10月のWIPO総会に向けて、引き続き議論がされていく予定でございます。

今月末から第42回の会合が予定されておりまして、ここでは、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識について議論がされる予定でございます。オンライン参加と物理参加を組み合わせたハイブリッド形式でテキスト交渉を行うのは初めてなので、どのように進むかは現在見通しがしづらいところではございます。

遺伝資源及び遺伝資源に関する伝統的知識につきましては、5月/6月の会合でも議論が予定されておりまして、伝統的知識一般につきましては、今年の9月、11月または12月、来年の3月または4月、6月または7月に議論がされる予定でございます。2023年の時点での結論は現時点では予断できず、今後の見通しも現時点では不透明であるという状況でございます。

以上、簡単にですが、議論の状況としてご紹介させていただきます。ありがとうございました。

○磯崎座長

これまでの議論、それから決まったこと、今後2年間についての方向性など、説明していただきました。これらを前提にしてということなのですが、6ページ、7ページ、それ

から 8 ページですね。7 ページには、新しく行われたヒアリングの内容もまとめられています。

それでは田上委員、お願いいたします。

○田上委員

アイヌの保護という観点と伝統的知識という点からコメントをさせていただきたいと思います。チャットで共有いただいた意見のほうにも書いたのですが、伝統的知識の保護に関する国際的な議論の文脈では、ABS のほかにも、無形文化遺産等としての保護ですとか、知的財産としての保護、また、先住民の人権の保護という側面からなど、いろいろな視点が議論されています。いずれも重要な論点ですけれども、保護の目的が変わります。

伝統的知識の保護というと、そういったいろんな側面から意見が出てきて少し混乱するのですが、あくまで本検討会での議論は、名古屋議定書のもとでの措置に関するもので、この範囲については、これまでの調査研究や、今回行っていただいたヒアリング結果などを踏まえると、現時点で提供国措置を必要とするような国内外のニーズはないのではないかと考えております。

アイヌの方々の伝統的知識の保護という場合、ここでいう伝統的知識というのは、伝統的文化表現を含む、より広い形で伝統的知識を捉えておりますけれども、ABS の側面のニーズではなくて、アイヌ語ですとかアイヌ文化の伝承・普及・振興、それから継承者の育成などが必要であり、重要だと思いますが、これらについてはまた別の場で議論することで、よりよい対応ができると思います。

もう一つの課題 4 のほうで議論される点については、また後ほど別途コメントさせていただきますと思います。

○磯崎座長

ありがとうございます。今まとめていただいた内容も、それから 6 と 7 で触れられている内容と、大体重なっていて、この ABS 指針という形での、この中で、アイヌの人たちとのかかわりで直結するところが、今の時点では見つからない、あるいは、アイヌの人たちが抱えている問題点について、この ABS 指針で何か取れる効果というのはあまりないということで、現時点では、伝統的知識とのかかわりでの必要性は少ない、ないという判断だと思います。

そのほかの方で、伝統的知識についてはいかがでしょうか。

(なし)

### <検討課題③ 提供国措置導入によって生物多様性保全や遺伝資源利用に影響や効果を与えるか>

○磯崎座長

それでは、次の検討課題③に移りたいと思います。

9 ページから後ですが、何か生物多様性の保全、持続可能な利用に向けた効果が見られ

るかかどうかということで伺っているポイントです。この検討課題③について、スライドの9～11 ページについて、何かご意見、コメントがございましたらお願いいたします。

検討課題の関連で質問をいただいているところがあるので、それとの関連で、初めに、実際に現在 NITE が行っている作業、国内取得書の発給について、現状がどうなっているかというのを知りたいという意見が出ていますので、NITE の須藤さん、その点についてご説明をお願いできますか。

○須藤委員

はい、ありがとうございます。私どもの発給している国内取得書でございますけれども、フォーカスしている点が、取得というところでございまして、発給に当たって必要な情報として、取った日付ですね。それと、ある程度場所が特定できるレベルの場所で記載をしていただいております。その上で国内取得書を発給するのですが、そういった情報というのは事実上、取った人ご本人もしくはその情報をお持ちの方じゃないと、なかなか書類を埋めるのが難しいのかなと思っております。

これの特徴としては、PIC 制度は、遺伝資源を取得する前に PIC 許可証を取るという仕組みでございますけれども、国内取得書につきましては、遺伝資源を自然界とかから採ってきて、それである程度お使いになった上で、これから外国に持っていくという方が、こういう国内取得書というのがございますよという、そういうご紹介を私どもからさせていただいた上で、必要だと思ったら、発給の依頼をしていただくという流れになってございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○磯崎座長

ありがとうございます。ABS 指針の中でとられている提供国措置の一部をずっと小さくしたような証明システムがとられていて、その実態について説明していただきました。

そこを含めてですが、国際遵守証明書の簡易版の一つではあるのですが、それに類似するようなやり方ということについても、これまでに意見を伺っています。青い字のところでは触れられている内容ですが、9～11 ページについて、いかがでしょうか。

それではまず川口委員、お願いします。

○川口委員

9 ページに私のほうから意見を述べさせていただいて、現状で、ジーンバンクというものの生息域外でいろいろな野生種から在来種まで保存されているものがあるのですが、そういったものが保存されているということが、逆に、保存されているのであれば、自然環境中の生物がなくなっても大丈夫だよねというような考え方になっては、やはり逆だと思っていて、万が一の措置ということですので、という意味で、ここを出させていただきました。

ただ、現状のバランスということの上で、日本の生物多様性の保全というのが一体万全なのか、あるいは、それを利用した研究成果によって経済的に効果があったといったとき

に、現状のバランスではなくて、今後、未利用の遺伝資源の活用が進んだときに、もう少しその保全に対する資金として必要なものが産業上で獲得できるのではないかというような時代がやってくる可能性もありますし、そういった意味で、先ほどの家畜改良センターさんからの意見などというのも、国民感情というようなところで、感覚的に検討が必要な時期が来るような気もしております。

○磯崎座長

今後について、忘れてはいけないというポイントとして指摘していただきました。

次、村上委員、お願いいたします。

○村上委員

前回の議論でも、例えば産業界で、日本国内で野生動植物からのを持ち帰ろうとして最初採ったということが証明することが必要になる場面があることを、私も十分に理解できたのですが、そういう制度が一部日本の中で動いているというのは、とても望ましいことだと思うのですが、一方で、せっかく日本は、今現在提供国措置をとっていなくて、先進国の研究者からも、日本の材料は対象にしやすい状態になっているわけです。研究が進めば、結局日本の野生動植物に対する科学的な理解が深まって、保全するにも、それは通常はすごく役に立っているんで、それを阻害するような方向には行ってほしくないというのが僕の強い願いで、つまり、日本で採ったということが証明できるのだったら、仮に日本は提供国措置をとっていないにしても、その証明を出せよということと言われるようになると、結局全員がそういう証明を取らなきゃいけないんですよ。

そうってしまったら、結局日本の材料も研究に使いにくくなって、日本の野生動植物を使いにくくなって、科学的理解が遅れて、日本の野生動植物の多様性を保全するということにもマイナスに働くということは容易に想像がつくので、日本で採ったということを証明するような制度を検討して、それを改良していくのは、僕も別に賛成なんですけど、それ以外のことというのは、大卒の、阻害したような方向にすることというのは、ぜひ留意してほしいな僕は思っています。よろしくお願いします。

○磯崎座長

全体へ、提供国措置そのものに行くということについての懸念ですね。

深見委員、お願いします。

○深見委員

私、幾つかこの点でコメントしたのですが、基本的に日本がほかの途上国と同じように厳格な提供措置を導入するというのは、当然マイナスの部分が非常に多くて、好ましいことではないと思っているんですけども、片や、日本の遺伝資源の中で、例えば日本国内で産業利用したいというようなときにも、例えば大学で単離したもの、微生物であったりするものを、海外の企業にライセンスするとかというときに、それがどこの国のものかということ、情報があってもいいんじゃないかと。それがある程度証明書として公的な部分であればいいんじゃないかと思って、以前 NITE にご相談したのですが、基本的には省

序が違うので、大学のものというのはそういう証明書を出せないということでお話をいただいたのですが、そういう意味では、希望者においては、そういう公的な証明を発給するような仕組みがあったらいいのではないかと、というのが1点。

それから、FS についていろいろ言っているのですが、これもまた厳格な提供国措置の導入のための FS というよりは、遺伝資源を保全する、それからスムーズな産業利用を促すという意味でも、ある産業において FS をすることはどういうマイナスな点があって、プラスの点があるかというのは、はっきりしてくるのではないかと、いうふうに思っています。

それから、最後ですけれども、遺伝資源によって産業的利用とか産業的価値、科学的価値というのは当然違うわけですし、利用された後のインパクトも当然違うわけですね。例えば微生物であったら、極限微生物から劣悪な条件で活性を出すような酵素を単離した場合には、それは当然産業利用として大きな産業として結びついていったりするわけですし、微生物はそういうふうなイメージが広がって、議論が複雑化するわけですが、もうちょっとシンプルなリソースを使って、そういう FS をやることによって、単純化することによってそういうことが理解されるのではないかと、いうふうに思いました。

今言いたかったことは、議論が、委員の先生もいろんなリソースを使っているから、それぞれのお立場でおっしゃっていると思うのですが、それぞれの産業構造が違うし、経済効果も違うので、なかなか複雑で、統一された意見というのはまとめづらいと思うのですが、最低限の議論は、皆さん、この中で非常に平準化されて、すばらしいご意見の中で異論はないのですが、リソースによって違うので、単純なリソースを選んで FS をやってみたらどうか、というアイデアでした。

○磯崎座長

実は、12 時半の時間が迫っていることもあって、藤井委員でちょっと切りたいと思います。藤井委員、お願いいたします。

○藤井委員

資料の 11 ページ目に、「国際遵守証明書は不要との意見が多い」というところに私の名前が書いてあるのですが、確かに一度補足ということで、遵守証明書というのは今現在必要だとは思っていないんですけれども、ただ、将来、どこかの国に医薬品の承認審査をするためには膨大な資料を出すのですが、その際に、こういう証明書のようなものが要求される可能性は否定しきれないので、こういう仕組みは基本的にはあったほうがいいのかと思っています。念のため、コメントです。

○磯崎座長

分かりました。11 ページの一番上のところについて、ちょっとニュアンスが違うところ、これは確認をしておきたいと思います。

それから、直前に深見委員からあった話ですが、後半のフィージビリティスタディとの関連については、10 ページのスライドに書いてありますように、次の課題でも取り上げま

す。それと、深見委員から出されていた中で、現在 NITE が、ということなのですが、それぞれの産業分野などのかかわりで、別の、例えばアカデミアについての現在 ABS 指針の第 5 章ですかね、後ろのほうにある、あの取得証明のシステム、それを発給できる権限を有する団体として、ほかの分野でも広げていくという、これは現行の ABS 指針は変えなくてもできることですので、そのような対応についても考えておく必要があるだろうと思います。

ここで今日は議論を止めようと思うのですが、どうしても今、そのこととも、あるいはほかの関連で、発言したいという方がいらっしゃいましたら、手を挙げていただければと思います。

(なし)

○磯崎座長

よろしいですか。それでは、今日の時点では、検討課題の③までを終えたので、次回は検討課題の④からで、ただ、これまでの検討課題の①から③についても、まだ議論が足りないという指摘は幾つかありましたので、それらの点について、次回、必要な範囲で取り上げると整理で考えたいと思います。

時間がぎりぎりになっていたところですが、それでは、私の担当のところをここで打ち切って、事務局、環境省に、その他関連する事務連絡などを含めて、お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

## ■議事②その他

○環境省（三宅補佐）

磯崎座長、委員の皆様、ありがとうございました。

本日の議論を踏まえて、もし今日の時間の中でお話しただけないところがあった場合ですけれども、本日ご議論いただいた内容、もしくは今日及ばなかったのですが、最後の論点 4 も含めまして、何かご意見がある場合は、随時ご連絡いただければと思っております。

2 つ目ですけれども、当初 3 月に開催を予定しておりました第 3 回検討会なのですが、今別途動いております CBD の SBSTTA とか SBI とかのジュネーブでの対面の会合が、当初予定されていた 1 月から 3 月に延期をされることになりました。なので、3 月になりますと、この関係者の方々、そのジュネーブ会合に関係する方もいらっしゃり、検討会の開催を 3 月にというのは難しいかなと思っておりますので、次年度以降に第 3 回を開催する形にしたいと思っております。また日程調整等は事務局のほうからお願いさせていただきますので、引き続きよろしく願いいたします。

## ■閉会

○環境省（三宅補佐）

本日はお忙しいところありがとうございました。以上をもちまして、本日の会議は終了とさせていただきますと思います。

以上